

令和 5 年度 第 2 回

茅ヶ崎市都市計画審議会

議題（1）会長、副会長の選任等について

資料：茅ヶ崎市都市計画審議会条例

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

○茅ヶ崎市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 29 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、茅ヶ崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 茅ヶ崎市の都市計画に関する事項につき法の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。
- (2) 茅ヶ崎市の都市計画に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (3) 茅ヶ崎市の都市計画に関する事項につき関係行政機関に建議すること。
- (4) 茅ヶ崎市の都市計画区域に係る景観計画に関する事項につき景観法(平成 16 年法律第 110 号)の規定によりその権限に属する事項を調査審議すること。

(平 20 条例 22・一部改正)

(委員の数)

第 3 条 審議会の委員の数は、18 人以内とする。

(委員)

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 市民
- (4) 神奈川県職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に係る者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、第4条第1項第1号の委員のうちから委員の選挙により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市都市計画審議会規則(平成10年茅ヶ崎市規則第53号)による委員であった者(市の職員を除く。)は、第4条第1項に規定する委員の区分にかかわらず、この条例による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、同規則による任期満了の日までとする。

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。